平成２４年（フ）第７８５号
宮城県多賀城市浮島２丁目20番４―52号
破産者　細川　宏治
1　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
2　一般調査期日　平成25年５月14日午前10時25分
平成25年２月18日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６４４号
大阪府枚方市池之宮４丁目１番４号
破産者　三立工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
2　一般調査期日　平成25年５月30日午後３時30分
平成25年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４７号
福岡県糟屋郡宇美町原田２丁目１番20号フォーレスト花の木Ａ棟202号、前住所福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目11番21号
破産者　高取　浩孝
1　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
2　一般調査期日　平成25年５月10日午前10時10分
平成25年２月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２３号
函館市富岡町２丁目52番18号
破産者　鶴見　明美
1　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午後２時
平成25年２月15日　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４６号
広島県福山市沖野上町４丁目22番30―403号、旧住所広島県福山市草戸町２丁目６番１号
破産者　平田　艾仁
1　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
2　一般調査期日　平成25年５月17日午前10時30分
平成25年２月15日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第４４２号
福岡市南区的場１丁目26番11号
破産者　正栄建装株式会社
異議申述期間　平成25年４月15日まで
平成25年２月14日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第２７号
新潟県佐渡市吉井本郷521番地　市営吉井住宅Ｂ―１号
破産者　山本　睦子
法定代理人成年後見人　栗田　佳和
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２００８号
東京都中野区中央２丁目４番６号春風ハウス101号
清算株式会社　サイバープロテクト株式会社
代表清算人　佐々木嵩樹
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２号
神戸市中央区磯上通６丁目１番１号磯上公園ビル９Ｆ
清算株式会社　株式会社ジェイコム
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第１号
沖縄県名護市宮里６丁目７番10―１号
清算株式会社　株式会社アラカキ建設
代表清算人　新垣　善勝
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所名護支部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
千葉県我孫子市緑１丁目11番24号
再生債務者　株式会社アオイ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年５月９日から平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再）第１号
京都府綾部市栗町平田31番地
再生債務者　株式会社マルテック
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月17日から平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部

平成２５年（再）第２号
京都府宇治市広野町尖山17番地の３
再生債務者　市原　義明
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月18日から平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第９号
大阪府茨木市横江２丁目８番43号
再生債務者　株式会社嶺井運輸
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月10日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年３月22日
平成25年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１２号
大阪市西区新町１丁目25番18号サンタンビル304号室、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目５番８号
再生債務者　吉野教育図書株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月24日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月24日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年３月22日
平成25年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
静岡県富士市中野台２丁目７番５
再生債務者　竹内伸太郎
1　主文　本件再生計画案を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月13日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年２月13日　静岡地方裁判所富士支部

再生手続終結

平成２１年（再）第３号
兵庫県西宮市分銅町２番25―201号
再生債務者　株式会社ナンバラ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月13日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（再）第２号
熊本県天草市魚貫町5535番地の８
再生債務者　有限会社はまさき実業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年２月15日
熊本地方裁判所民事第１部